

# 障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年10月21日

6 川健障社第483号

市長決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の工賃向上に資する効果的な取組を行うため、障害者就労施設が行う生産設備の導入をモデル事業として行うものに補助をするとともに、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図ることを目的とする。

2 本補助金の交付については、「令和 5 年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和 6 年 3 月18日付け厚生労働省発障0318第 1 号。以下「国の交付要綱」という。）」並びに川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年 3 月21日規則第 7 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

## (補助金交付対象者)

第 2 条 この要綱における補助金交付対象は、経営改善計画書若しくは賃金向上計画を神奈川県に提出している事業所、神奈川県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は川崎市が認めた以下の事業所（以下「補助事業者」という。）とする。

- ( 1 ) 就労継続支援 A 型事業所
- ( 2 ) 就労継続支援 B 型事業所

## (補助対象経費)

第 3 条 この要綱における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、障害者の工賃向上に資する「生産設備」導入に要する費用を補助する。

ただし、事業所が生産活動を行う際に使用する「生産設備」であり、導入に必要なものに限る。

なお、「生産設備」とは、例えば、印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等を言う。

(補助金額等)

第4条 市長は、就労支援施設ごとに、別表に定める対象経費の実支出額の合計額と、補助対象経費の実支出額から補助対象経費に対する寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

2 補助事業者ごとに、前項により選定された額を、市長が予算の範囲内で補助するものとする。

(端数処理)

第5条 前条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 積算内訳書(様式第3号)
- (4) 積算内訳書(様式第3号)に係る見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付す

べきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付の申請をしたもの（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前条の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又は、これに付された条件に不服等があるときは、申請取下書（様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではない。

なお、計画の変更により補助対象経費が増額となった場合は、当初決定額を上限として補助金を交付する。

2 補助事業の中止をしようとするときは、中止申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は交付決定を受けた年

度の3月31日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告等送付書（様式第9号）
- (2) 実績報告書（様式第10号）
- (3) 成果報告書（様式第11号）
- (4) 事業の実施に要した経費の支払いを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等をその他の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱各条に定める規定に違反したとき。
- (4) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第14条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長へ納付させることがある。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により、この補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、仕入税額

報告書（様式第14号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を川崎市に返還しなければならない。

（6）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（7）補助事業者はこの補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（8）補助事業者は、全国の障害者就労施設における生産設備の導入の参考に資するよう、導入効果等についてホームページ等により公表するとともに、生産設備の導入モデルとして、川崎市のホームページに掲載する等により広く情報提供することに同意しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年 月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定に関わらずこの要綱の規定に基づき交付及び交付決定をした補助金については、失効後も、なお効力を有する。

別表

| 1 限度額                                                        | 2 対象経費                                                                                                                              | 3 補助率        |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業</p> <p>1 施設又は事業所あたり<br/>15,100千円</p> | <p>工賃向上に資する生産設備の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費、効果検証の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金</p> | <p>10／10</p> |